社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会 報告書

平成22年10月

目 次

1	平	5報告書の趣旨	1
(1)	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行	1
(2)	総務省による第三セクター等の抜本的改革の推進	1
(3)	公益法人制度改革	1
(4)	社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会での検討	2
2	公	公社の概要	2
(1)	経 緯	2
(2)	設立目的	2
(3)	出資金等	3
(4)	組織体制	3
(5)	主な事業	4
(6)	経営状況	5
	ア	'会計部門別の正味財産増減計算書	5
	1	· 借入金残高	6
3	公	公社の事業別の現状と課題	7
(1)	新公益法人制度への対応	7
(2)	農地保有合理化事業	7
	ア	'事業量の推移	7
	1	が新たな農地集積手法である農地利用集積円滑化事業の創設	8
	ウ	- 事業仕分け等の影響	8
	ェ	- 未収小作料等による経営の圧迫	9
(3)	青年農業者等育成センター事業	10
(4)	公社営畜産基盤整備事業	10
(5)	分収造林事業	11
	ア	' 事業の概要	11
	1	· 分収造林事業の運営と現在の債務	12
	ウ	・ 経営改善に向けた取組	13
	エ	こ 公社分収造林事業の改革に向けたこれまでの提言	18
(6)	林業労働力確保支援センター事業	18
(7)	酪農振興センター受託事業	19

4	公	・社の経営改革に向けた提言	20
(1)	事業別の対応	20
	ア	農地保有合理化事業	20
	1	青年農業者等育成センター事業	20
	ウ	公社営畜産基盤整備事業	20
	エ	分収造林事業	21
	オ	林業労働力確保支援センター事業	24
	カ	酪農振興センター受託事業	24
(2)	まとめ	25
	ア	公社全体	25
	1	個別事業	25
	ウ	その他	27
(3)	終わりに	27
参考	1	社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会 設置要領	28
参考	2	社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会 開催状況	29

1 本報告書の趣旨

(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行

平成19年、国は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共 団体に毎年度、財政に係る健全化判断比率の公表を義務づけた。

この指標の一つである将来負担比率には、県出資法人等の債務・負債のうち地方公 共団体が実質的に負担する事が見込まれる額(損失補償債務等負担見込額)を算入す ることとされ、これにより、県財政に対する県出資法人等の与える影響が明確となっ た。

(2) 総務省による第三セクター等の抜本的改革の推進

さらに、総務省では地方公共団体の財政の健全化に向け、ガイドラインとして「第 三セクター等の改革について」や「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」 を示し、経営が著しく悪化しているおそれのある第三セクター等に出資等の財政援助 を行っている地方公共団体に対し、第三セクター等の経営状況等の評価と存廃も含め た抜本的な対策を以下の手順により求めている。

- ア 外部有識者からなる「経営検討委員会」の設置による経営状況の評価と抜本 的経営改善策の検討
- イ 経営検討委員会からの提言を踏まえて、地方公共団体が「改革プラン」を策定
- ウ 改革プランに基づく債務調整を伴う処理策の推進

なお、総務省ではこの取り組みを加速するため、第三セクターの整理・再生のために必要となる一定の経費を地方債の対象とする「第三セクター等改革推進債」を、平成21年度から25年度までの時限的な特例措置として創設した。

(3) 公益法人制度改革

国では、民間非営利部門の活動の健全な発展を促し、また、主務官庁による許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決するため、平成20年12月、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等を施行し、新たな公益法人制度として、登記のみで一般社団・財団法人の設立を可能とし、そのうち公益目的事業を行うことを主目的とする法人については、民間有識者による委員会等の意見に基づき、内閣府・都道府県が公益社団・財団法人に認定するという内容に改正した。

これに伴い、これまでの公益法人は特例民法法人となり、平成25年11月末までに公益社団・財団法人あるいは一般社団・財団法人に移行しなかった場合には、解散したものと見なされることとなった。

(4) 社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会での検討

社団法人青い森農林振興公社(以下「公社」という。)は、県が5割出資する公益法人(現特例民法法人)であり、昭和40年代から農地保有合理化事業を行う社団法人青森県農村開発公社を母体に、財団法人青い森振興公社の分収造林事業を承継するなどして、これまで、農地の利用集積による経営の効率化や公的造林資本の導入による森林資源の計画的造成等、本県農林業の振興に大きな役割を果たしてきた。

しかし、その後の農地価格の低下や農業の担い手の減少、輸入木材の増加に伴う国産材の価格低迷等、社会・経済的情勢は急激に変化し、公社の現在の経営を総務省から示された「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」により判定すると、良好であるとは言い難い状況にある。

また、公社は、その性格を考えると、公益法人制度改革における移行期日の平成25年11月末までに公益認定を受け、新公益法人として事業を展開すべきであるが、これに当たっての課題を整理する必要がある。

このため、社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会は「第三セクター等の改革について」等に沿い、公社の今後の展開方向や経営改善についての検討を行い、公社経営の抜本的な改革について提言するものである。

2 公社の概要

(1) 経 緯

時 期	内容	背 景 等
昭和45年 4月	県の出資により分収造林事業等を実施する「財団法人 青森県造林公社」設立 (平成10年4月、「財団法人青い森振興公社」に名称変更)	都市部への労働力流 出等による森林所有 者による造林の停滞
昭和46年	市町村及び農業団体の出資により農地保有合理化事業 等を実施する「社団法人青森県農村開発公社」設立	昭和45年10月の農地 法改正
平成15年	農村開発公社を母体とし、青い森振興公社の業務を承継し、さらに青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託する「社団法人青い森農林振興公社」設立	平成14年2月の県に よる公社等統廃合計 画

(2) 設立目的

農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業、森林の造成及び整備に関する事業等を実施することにより、農林業の健全な発展と農山村経済の振興に資する。

(3) 出資金等

出資金は県が5割、残りは各市町村、農業関係団体で計10,200千円である。

また、国の補助により昭和48~54年度の間に積み立てた農地保有合理化事業強化基金は、計298,000千円となっている。

【出資金】

青森県 5,100千円 市町村(40会員) 4,500千円 農業関係団体(10会員) 600千円 計 10,200千円

【農地保有合理化事業強化基金】

青森県 149,000千円 国 149,000千円 計 298,000千円

(4) 組織体制

公社は5課体制で、その人員数は常勤役・職員30名(プロパー職員16名、県派遣職員14名) 非常勤・臨時職員20名、計50名となっている。

《 青い森農林振興公社 組織体制図 》

理事長----事務局長

 $(1) \qquad (1)$

総 務 課

(プロパー職員:3、県派遣職員:2、非常勤・臨時職員:2)

- ・公社業務の総括
- ・庶務、経理事務

-- 農業振興課

(プロパー職員:1、県派遣職員:3、非常勤・臨時職員:4)

- ・農地保有合理化事業
- ・青年農業者等育成センター事業

畜産振興課

(プロパー職員:1、県派遣職員:3、非常勤・臨時職員:2)

・公社営畜産基盤整備事業

林業振興課

(プロパー職員:3、県派遣職員:2、非常勤・臨時職員:5)

- ・分収造林事業
- ・林業労働力確保支援センター事業

--- 酪農振興センター管理課

(プロパー職員:6、県派遣職員:4、非常勤・臨時職員:7)

・酪農振興センター受託事業

(5) 主な事業

区分	事 業 名 (開始年度)	事業の概要	関係法令等
農村	農地保有合理化事業 (昭和46年度~)	農地が効率的に利用されるよう、農家から 農地を買入れや借入れし、担い手農家等に 売渡しや貸付けすることで、農地の流動化 を促進する。	農地法 (昭和27年7月) 農業経営基盤強化促 進法 (昭和55年5月)
会計	青年農業者等育成 センター事業 (平成15年度~)	就農相談活動や就農支援資金(無利子)の貸付け、新規就農者の研修等により優れた青年農業者等を育成する。	青年等の就農促進の ための資金の貸付等 に関する特別措置法 (平成7年2月)
	公社営畜産基盤整 備事業 (昭和48年度~)	畜産農家の申出に基づき、草地の造成や家 畜施設、排せつ物処理施設、飼料製造施設 等を整備し、高能率、高生産性の畜産経営 を推進する。	-
森林会計	分収造林事業 (昭和45年度~)	県、㈱日本政策金融公庫からの借入金等により苗木を植付けし、下刈りや除間伐などの手入れを実施した後、立木のまま販売してその収益を土地提供者と分収する。(公社6割、土地所有者4割)	分収造林特別措置法 (昭和33年4月)
П	林業労働力確保支援センター事業 (平成10年度~)	林業事業体の事業の合理化や雇用管理の改善、林業への就業支援等により、林業労働力の確保を図る。	林業労働力の確保の 促進に関する法律 (平成8年5月)
畜 産 会 計	酪農振興センター 受託事業 (平成15年度~)	酪農家から乳用雌子牛を預かり、一定期間 育成し、人工授精や受精卵移植を行って妊 娠牛として引き渡す酪農振興センター業務 を受託する。	-

(6) 経営状況

ア 会計部門別の正味財産増減計算書

正味財産については年々減少しており、公社全体では平成18年度に2億2千万円あったものが、平成21年度には1億6千万円となっている。

農地保有合理化事業の事業量が年々減少しており、これに伴い同事業の経常収益が減少していることが大きな要因である。

(単位:百万円)

欧 項 目 平成18年度 平成19年度 平成20年度 経常収益 2,196 1,993 2,307 農 経常費用 2,372 2,046 2,297 村 当期経常増減額 176 53 10 会 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 176 27 10 一般正味財産期末残高 163 136 145 経常収益 261 239 246 森 経常費用 257 244 248 林 当期経常増減額 4 5 2 会 経常外収益 0 0 0 計 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 4 5 2 一般正味財産増減額 7 4	平成21年度
農村 経常費用 2,372 2,046 2,297 村村 当期経常増減額 176 53 10 会 経常外収益 0 26 0 計量期一般正味財産増減額 176 27 10 一般正味財産期未残高 163 136 145 経常収益 261 239 246 森 経常費用 257 244 248 林 当期経常増減額 4 5 2 会 経常外収益 0 0 0 計 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 4 5 2 会 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 4 5 2	
村 当期経常増減額 176 53 10 会 経常外収益 0 26 0 計 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 176 27 10 一般正味財産期末残高 163 136 145 経常収益 261 239 246 森 経常費用 257 244 248 林 当期経常増減額 4 5 2 会 経常外収益 0 0 0 計 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 4 5 2	1,787
村 当期経常増減額 176 53 10 会 経常外収益 0 26 0 計 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 176 27 10 一般正味財産期未残高 163 136 145 経常収益 261 239 246 森 経常費用 257 244 248 林 当期経常増減額 4 5 2 会 経常外収益 0 0 0 計 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 4 5 2	1,812
計 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 176 27 10 一般正味財産期末残高 163 136 145 経常収益 261 239 246 森 経常費用 257 244 248 林 当期経常増減額 4 5 2 会 経常外収益 0 0 0 計 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 4 5 2	25
当期一般正味財産増減額 176 27 10 一般正味財産期末残高 163 136 145 経常収益 261 239 246 森 経常費用 257 244 248 林 当期経常増減額 4 5 2 会 経常外収益 0 0 0 計 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 4 5 2	6
一般正味財産期末残高 163 136 145 経常収益 261 239 246 森経常費用 257 244 248 林 当期経常増減額 4 5 2 会経常外収益 0 0 0 計 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 4 5 2	0
経常収益 261 239 246 森 経常費用 257 244 248 林 当期経常増減額 4 5 2 会 経常外収益 0 0 0 計 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 4 5 2	19
森経常費用257244248林当期経常増減額452会経常外収益000計経常外費用000当期一般正味財産増減額452	126
林 当期経常増減額 4 5 2 会 経常外収益 0 0 0 計 経常外費用 0 0 0 当期一般正味財産増減額 4 5 2	360
会 経常外収益 0 0 計 経常外費用 0 0 当期一般正味財産増減額 4 5 2	365
計 経常外費用 0 0 当期一般正味財産増減額 4 5 2	4
当期一般正味財産増減額 4 5 2	0
	0
一般正味財産期末残高 12 7 4	4
	0
経常収益 219 175 170	173
畜 経常費用 218 183 171	174
産 当期経常増減額	1
会 経常外収益 1 2 0	0
計 経常外費用	0
当期一般正味財産増減額 1 5 1 1	1
一般正味財産期末残高 42 36 35 35 A2 36 35 A2	34
経常収益 2,676 2,408 2,723	2,320
公 経常費用 2,847 2,473 2,716	2,350
当期経常増減額 171 65 7	30
社 経常外収益 1 28 0	6
経常外費用 0 0	0
計 当期一般正味財産増減額 170 37 6	25
一般正味財産期末残高 216 179 185	

イ 借入金残高

農村会計では、農地保有合理化事業の近年の事業量の減少に伴い借入れが減少し、 その結果、借入金残高は減少している。

森林会計では、分収造林事業が立木伐採による収益を得るまでの間、長期借入金 で運営しており、借入金残高は年々増加している。

公社の借入先別借入残高

(単位:百万円)

区分	借入先		H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末
農村	青森県	1	385	377	358	332	296
会計	民間金融機関	2	1,731	1,270	734	515	346
	全国農地保有合理化協会	2	326	443	537	460	545
	小 計		2,442	2,090	1,629	1,307	1,187
森林	青森県	3	20,332	20,732	21,124	21,509	21,953
会計	㈱日本政策金融公庫	3	13,678	13,686	13,668	13,627	13,493
	小 計		34,010	34,418	34,792	35,136	35,446
	合 計		36,452	36,508	36,421	36,443	36,633

1:青年農業者等育成センター事業、2:農地保有合理化事業、3:分収造林事業

3 公社の事業別の現状と課題

(1) 新公益法人制度への対応

新公益法人制度における、公益法人の主な認定基準は以下のとおりである。

- ア 公益目的事業を行うことを主たる目的としているか。
- <u>イ 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎</u>及び技術的能力を有しているか。
- ウ 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか。
- エ 公益的目的事業費率が50/100以上の見込みか。
- オ 遊休財産額が一定額を超えない見込みか。
- カ 同一親族等が理事又は監事の1/3以下か。
- キ 認定取消し等の場合、公益目的で取得した財産の残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与する旨を定款で定めているか。

公社の財務状況を見ると、分収造林事業は現在簿価で評価しているが、仮に時価で評価すると債務超過となる可能性があり、これにより上記イの「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を有していないと見なされかねず、公社は、現在の体制のままでは公益認定を受けられないことも想定される。

(2) 農地保有合理化事業

農地保有合理化事業は、国の外郭団体である社団法人全国農地保有合理化協会等から資金を借入れて、小規模農家等から農地を買入れや借入れし、中間保有して担い手農家等に売渡しや貸付けして、農地の利用集積を促進するものである。

農地の利用集積は本県農業の大きな課題であるが、公社の売買・貸借の実績は、事業開始から平成21年度末までの計は15,019件、13,030ヘクタールで、平成20年度で見ると、農地の売買は213ヘクタールで県全体の売買の約2割を占め、担い手の規模拡大に大きく貢献している。

ア 事業量の推移

近年は農産物の価格低迷や担い手不足が慢性化する中で農家の規模拡大意欲が減退しており、売買、貸借の合計面積は平成10年度の534ヘクタールをピークに減少を続け、平成21年度の実績は267ヘクタールとなっている。

農地保有合理化事業の年度別実績

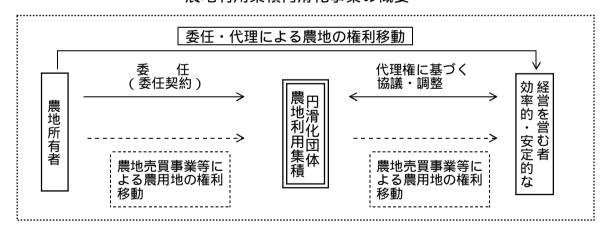
区分	項	目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
売渡し	件数(作 面積(h 金額(音	a)	254 235 1,054	219 206 902	200 237 969	147 213 700	150 157 592
貸付け	件数(作 面積(h 金額(音	a)	65 118 42	88 146 43	58 114 34	58 102 28	53 110 29

イ 新たな農地集積手法である農地利用集積円滑化事業の創設

国は農地法を改正し、平成21年度から農地の利用集積を促進する新たな仕組みと して、農地利用集積円滑化事業を創設した。

この内容は、相手を特定しない貸付け等の委任契約を締結し、農地利用集積円滑 化団体(市町村や農協、地域担い手育成総合支援協議会等)が受け手となる担い手 農家等と協議調整し、農地所有者を代理して担い手農家等と賃貸借等の契約を締結 するものである。

この農地利用集積円滑化団体と公社が連携しての農地の利用集積が求められている。



農地利用集積円滑化事業の概要

ウ 事業仕分け等の影響

農地保有合理化事業の貸付原資を含む国の食料安定供給特別会計が、本年10月下旬実施予定の事業仕分けの対象となっており、その結果によっては事業への影響も想定される。

また、農地保有合理化事業強化基金について、他県において会計検査院から不適切な運用が見られるとの指摘を受けたことから、会計検査院では基金を廃止し、都道府県を通じて国の補助金相当額を国庫に戻させるよう農林水産省へ求めたという

報道が、平成22年9月末になされている。

エ 未収小作料等による経営の圧迫

農地を 定期間貸し付けた後に売渡しする契約を農家と結んだものの、経営の悪化等で買い取りがなされず、公社が保有することとなった長期保有農地が平成21年度末で37ヘクタール、さらに公社への納入が滞っている未収小作料が1億5千万円、売買差損が9千万円ある。

×	公 分	H17年度末	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末
長期保有 農地	件数	44	36	23	22	16
	面積 (ha)	137	119	89	44	37
	金額 (千円)(A)	520,824	454,213	316,421	203,038	142,914
未収	件数	95	88	79	77	61
小作料	金額(千円)(B)	196,775	183,495	173,850	164,582	148,446
年度末金額	镇計(千円)(A+B)	717,599	637,708	490,271	367,620	291,360

長期保有農地・未収小作料の推移

- 1 長期保有農地:農地を 定期間貸し付けた後に売渡しする契約を農家と結んだものの、 経営の悪化等で買い取りがなされず、公社が保有することとなった農地。金額は公社の購入価格。
- 2 未収小作料には、一時貸付後に販売する農地に係る小作料の未収分を含む。

このため、全国農地保有合理化協会へ償還するための財源が不足し、不足分を公 社は市中銀行から借入れしている。その支払利息が経営を圧迫しており、公社では 未収小作料等の解消に向け以下の取組みを進めてきた。

- (ア) 10年貸付後の売渡しなど、リスクの高い売買を中止
- (イ) 厳格な経営審査の実施
- (ウ) 保証金、保証人制度の強化
- (I) 定期的な交渉や分割返済による回収促進
- (オ) 法的措置(訴訟、差押え)の実施
- (カ) 長期保有農地の購入代金の分割納入や第三者売却の実施

この結果、未収小作料と長期保有農地の土地価格総額合わせての金額は平成17年度末の7億2千万円から、平成21年度末の2億9千万円まで縮小した。しかし、その額は依然として大きく、この解消と新たな発生防止に向けた一層のリスク管理が必要となっている。

(3) 青年農業者等育成センター事業

本県農業の大きな課題である新規就農者の確保に向け、就農相談活動や就農支援資金(無利子)の貸付け等を行ってきた。

平成19年度からの首都圏での就農相談会、県内市町村の農業祭や農業高校に出向いての就農相談会、農業法人合同就業相談会等の開催により就農相談の件数は平成17年度の約40件から約200件まで増加するなど、本県の新規就農者確保において重要な役割を担っている。

一方、資金の貸し付けについては新規就農者が減ったことに伴い、近年は低迷している。

また、就農支援資金の貸付原資を含む国の食料安定供給特別会計が本年10月下旬実施予定の事業仕分けの対象となっており、その結果によっては事業への影響も想定される。

	X	分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
就農		就農相談件数	14	29	21	70	65
相談		D就農相談件数	22	15	105	197	126
		計	36	44	126	267	191
資金貸付	新規就農	件数	11	5	2	2	3
	促進資金	金額 (千円)	9,500	4,750	1,750	1,750	2,500
	就農支援	件数	14	15	9	8	4
	資金	金額(千円)	16,200	17,900	10,200	9,600	4,800

青年農業者等育成センター事業の実績

(4) 公社営畜産基盤整備事業

公社は、本事業の事業実施主体として国から承認を受けるとともに、事業参加者を 所管する市町村からの委託により公共牧場や畜舎等の畜産経営に必要な生産基盤の整 備に取り組んでおり、平成21年度は県内3地区で「畜産担い手育成総合整備事業」を 実施している。

この事業では、畜産主産地の経営基盤の強化と地域の活性化を目的に、公共牧場の機能強化のための牧草地の造成や付帯する畜舎等の設置のほか、担い手への土地集積による経営規模の拡大とこれに対応する畜舎や堆肥化施設、飼料生産用機械等の整備に取り組み、本県畜産の強化に大いに貢献している。

しかし、畜産経営の減少により1地区10戸以上という事業の採択要件を満たす担い手の確保が難しいことや、景気後退に伴う畜産物の消費低迷等により畜産経営では新規の施設整備を控える傾向にあることなど、本事業を取り巻く環境は厳しさを増している。

畜産担い手育成総合整備事業の実績(平成21年度)

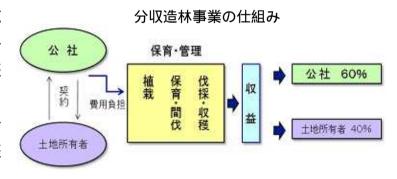
(単位:千円)

地 区 名 (市町村名)	事業実施年 度	総事業費	21年度 事業費	主な事業内容
六ヶ所 (六ヶ所村)	H 18 ~ 23	2,933,740	733,868	畜舎3棟、サイロ6基、 堆肥舎等3棟、農機具5台他
五 戸 (五戸町)	H 20 ~ 23	594,656	80,225	草地造成 5 ha、牧柵4,483m、 堆肥舎 3 棟、農機具 8 台他
新生十和田 (十和田市)	H 21 ~ 25	339,438	10,527	農機具1台他
合	計	3,867,834	824,620	

(5) 分収造林事業

ア 事業の概要

分収造林事業は、国の拡 大造林を推進する施策に呼 応し、森林所有者による整 備が進み難い地域におい て、公社が土地所有者と分 収造林契約を結んで森林整 備を行う事業で、昭和34年



に長崎県に設立されて以降、各都道府県によって設立が進み、平成22年8月末で35都道府県に39公社、約38万ヘクタールの森林を造成(民有林面積の約2%)している。

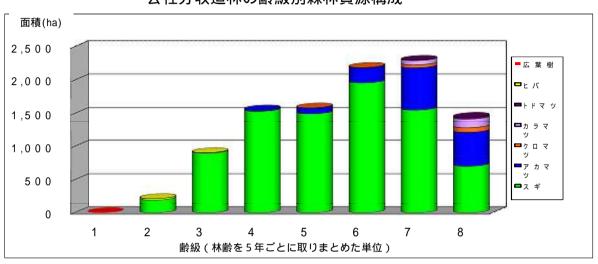
本県においては、昭和45年4月に公社が設立され、県が行ってきた県行造林を引き継ぐ形で、資金や労働力等の関係で森林の管理ができない土地所有者に代わり、主にスギを主体とした森林整備を実施しており、現在、県内の民有林面積の4.3%にあたる10,219ヘクタールを管理・経営している。

こうした取組は、森林資源の造成のほか、県民が豊かで安全な水の供給を受ける ために不可欠な水源のかん養や土砂災害の防止など県民生活を広く支える森林の公 益的機能の発揮や、山村地域の雇用促進などの地域経済の振興に重要な役割を果た してきたところである。

分収造林事業のこれまでの実績(昭和45~平成21年)

	分 収 林	整 備 (h	a)	作業路開設
新 植	下 刈	除・間伐	枝 打	(m)
10,415	76,529	24,053	9,706	402,105

公社分収造林の齢級別森林資源構成



公社営林の有する公益的機能の評価試算額

松台の手指	評	価額 (年)	間)
機能の種類 	全 国	青森県	公 社
	(2,512.1万ha)	(63.8万ha)	(10,219ha)
水資源貯留機能	8兆7,407億円	1,233億円	19.7億円
洪水緩和機能	6兆4,686億円	1,176億円	18.8億円
水質浄化機能	14兆6,361億円	1,986億円	31.8億円
表面浸食防止機能	28兆2,565億円	7,063億円	113.1億円
表層崩壊防止機能	8兆4,421億円	2,142億円	34.3億円
保健休養機能	2兆2,546億円	564億円	9.0億円
二酸化炭素吸収機能	1兆2,391億円	310億円	5.0億円
化石燃料代替機能	2,261億円	385億円	6.2億円
合 計	70兆2,638億円	1兆4,859億円	237.9億円

[「]地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月 日本学術会議会長答申)において示された算定方式に基づき、青森県及び公社で試算。

イ 分収造林事業の運営と現在の債務

分収造林事業は、実施主体である公社が土地所有者との契約に基づき、植栽、保育を行い、伐採した立木の売却により得られる収益を公社と土地所有者との間で分

収するものであるが、伐採による収益を得るまでの間、株式会社 日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)及び県からの借入金や国からの補助金により経営を行っている。

平成21年度末の平均林齢は26年生で、本格的な伐採時期を迎える平成36年度まではまとまった伐採収入が見込めないことから、借入金額が年々増加することが予想される。

長期借入金の借入残高(平成21年度末時点)

借	入	先	利 率 (%)	償 還 期 間	借入残高 (千円)	備考
㈱日本政策金融公庫					13,493,485	
林業基準	盤整化	備資金	1.10~6.50	50年元利均等償還(35年据置)	4,145,184	
森林整体	着活 怕	性化資金	0.00(無利子)	30年元利均等償還(20年据置)	1,321,355	林業基盤整備資金と併用
林業経常	学安	定資金	1.40~2.60	35年元利均等償還(15年据置)	8,026,946	H15からH19まで
青	森	県	0.00 3.50~7.00	55年償還 (公庫元金充当金35年)		H14から無利子化 括弧は確定利息で内数
	計				35,446,616	

公庫借入金から発生する元金・利息は毎年度、県借入金により返済することから、将来的には公庫債務は減少し、県債務は増加する仕組みである。

なお、公庫借入金利息は、今後の借入や元利償還、契約解除に伴う繰上償還等の要因により毎年変動するが、 平成22年3月31日現在で51億3千万円となっている。

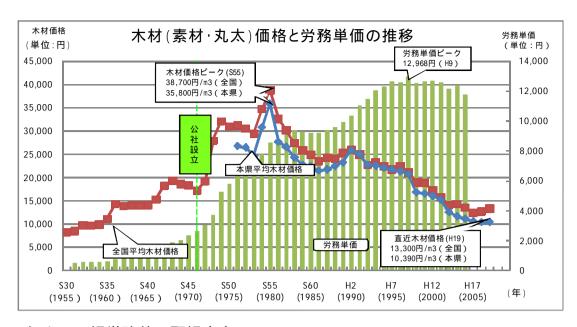
ウ 経営改善に向けた取組

(ア) 経営改善が求められてきた背景

木材価格は昭和55年以降、円高による低価格輸入外材の増加や、近年の建築基準法の改正に伴う基準の厳格化、リーマンショックに端を発する世界同時不況などの影響を受けた木材需要の減少などにより長期低迷傾向にあり、スギ丸太価格については、木材価格のピークとなる昭和55年の全国平均で38,700円/m³、本県の平均で35,800円/m³であったものが、平成19年においては全国平均で13,300円/m³、本県の平均で10,390円/m³と約3割の水準まで下落している。

一方、労務単価については公社設立時の昭和45年は2,394円/日だったが、ピーク時の平成9年は12,968円/日と約5倍以上に上昇しており、コストの増加が経営を圧迫する要因となっている。

今後、このような林業採算性の悪化が伐採時期に至るまで続いた場合、借入金の償還に見合った伐採収益の確保が困難となる事態が予想される。



(イ) これまでの経営改善の取組内容

国や県、林業公社において林業公社の経営改善に資するため、次の取組を行ってきたところである。

a 国等における経営改善に関する主な取組内容

《融資制度》

昭和50年に林業公社に対する融資率を引上げ(80% 90%)たことをはじめ、 平成3年度(~平成19年度)には低利の借換資金「施業転換資金」の創設、平成6年(~現在)には有利子資金との併せ貸しによる無利子資金制度である「森林整備活性化資金」の創設、平成17年度(~平成19年度)には利率3.5%を超えるものについて、「任意繰上償還」の実施等の対応を行った。

《補助制度》

昭和52年に造林補助事業における諸掛費補助を拡充(16% 27%)したことをはじめ、平成5年には林業公社が行う森林整備に対する補助事業の「公的分収林整備推進事業」の創設や平成8年の同事業における補助率のアップ(査定係数170 180)、平成19年には自己負担が不要となる定額助成事業の「未整備森林緊急公的整備導入モデル事業」の創設等の対応を行った。

《 林業公社の経営対策等に関する検討会の設置 》

平成20年7月に全国知事会が、林業公社の経営対策について国と地方が協議する場を設置するよう国に要望したことを受けて、同年11月に総務省、林野庁及び関係都道府県の代表からなる「林業公社の経営対策に関する検討会」が設置された。

同検討会は、平成21年6月に報告書を取りまとめ、公表したが、具体的な支援 策は引き続き地方と協議を行うこととなった。

林業公社の経営対策等に関する検討会報告書の要旨

林業公社の経営状況等の検証・評価、情報開示を徹底するとともに、林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討、将来の森林整備のあり方の検討を行うこと。

以下の経営対策に取り組むこと。

林業公社及び都道府県は、さらなる経営対策に取り組むこと。

国は、公庫債務の繰上償還、借り換え等の債務整理の検討、長期・低利・無利子資金等公庫資金の活用、特別交付税措置の拡充など利子負担軽減策を講じること。

国は、事業コストの縮減や収益性の向上のための森林整備コスト縮減、管理コストの縮減、収益性の向上、不採算林を整理する場合の措置等の支援策を検討すること。

林業公社を廃止する場合の措置として第三セクター等改革推進債の対象とすることと、都道府県が承継する場合に事業の効率化と補助事業の活用を図ること。

長伐期化を進める助成措置等の活用、木材安定供給の核として活かしていく手法の検討、主伐期を迎える造林地の森林整備手法の検討、生産・加工・流通体制の整備等将来の森林整備のあり方を検討すること。

経営対策等の検討・推進に当たって、国、地方が引き続き連携して取り組むこと。

b 県·公社における経営改善に関する取組内容

区分	項目	内容	効 果 額
1 支出の抑制(借入金の削減)対策		県は有利子で公社に資金を貸付けていたが、 利息が将来的に収支を悪化させる大きな原因と なることから、平成14年度以降の貸付金につい ては無利子化を図るとともに、過去債に係る利息 の凍結を行った。	新規貸付無利 子化 682億円過去債利息凍 結 328億円 計 1,010億円
	` '	公社が公庫に対して返済する利息の0.8% ~ 1.3%分について、県が利子補給を行った。	5.4億円
	(3) 新規造林の取 りやめ(H15~)	新規に発生する債務の主な要因となる新規造 林(経営の拡大)を取りやめた。	9.0億円
	(4) 金利負担の軽 減 (H15~19)	公庫の高金利の借入金について「林業安定資金(施業転換資金)」による借換えを行い、償還利息の負担軽減を図った。 (旧利率1.9%~6.5% 1.4%~2.6%)	40.1億円
	(5) 保育作業回数 や作業手法の見 直し (H13~)	借入金を圧縮するため、保育作業の内容や回数を樹木の生育に悪影響を及ぼさない範囲で削減し、また経費の積算方法や歩掛等の作業手法についても見直しを行い経費の削減を図った。	
	(6) 給与体系の見 直し (H18~)	プロパー職員の給与を6~10%削減し、平成 20年度から退職金にも反映した。	・給与等削減額 1,350万円
	(7) 定額助成事業 の導入 (H21~)	従来、森林整備の費用は国の補助金と公庫からの借入金により対応してきたが、新たに国が 創設した除・間伐や路網整備に係る自己負担を 伴わない定額助成事業を導入し、公庫借入金の 削減を図った。	2.3億円
		計	約1,090億円
2 収入の増 加対策	(1) 分収契約の延 長協議 (H5~)	伐採時の良質材の生産による収入確保を図るため、契約期間を45年や50年としている契約について、60年に契約延長するための協議を平成5年度から行っている。	・対象件数853件 中503件の同意 達成率59%
	(2) 利用間伐の推 進 (H16~)	収入の見込める森林について、伐採した間伐 木を販売する利用間伐を平成16年度から本格的 に実施し、積極的な収入対策を行っている。	間伐材販売額 約1,700万円 (H16~21)
3 国及び公 庫に対する 支援要請		分収造林事業を開始するに当たっては、その背景に国の「拡大造林」施策があったことから、県は国及び公庫に対して、機会を捉えて公社の経営改善に対する支援を要請してきた。	

(ウ) 分収造林事業の長期収支見通し

平成18年度公社等点検評価委員会からの提言により、公社は毎年、分収造林事業の長期収支見通しを作成・公表している。

これは、最新の木材価格等を加味し、事業開始の昭和45年度から事業終了予定の平成68年度までの長期収支を試算するもので、平成22年度の試算では約313億円の償還財源不足が生じる見通しとなっており、主として木材価格の上昇・下落が収支に大きな影響を及ぼすため、平成21年度と比べると木材価格が550円/m³下落したことにより約13.3億円の収支が悪化したところである。

公社分収造林事業長期収支試算結果(平成22年度)

	X	分	内容	金	額
	伐 採	収 入	主・間伐による立木販売額	198	.0億円
収	造林裤	助金	保育等の事業費に対する国などの補助金	104	.6億円
48	利 子	助 成	公庫資金償還利息に対する県の利子助成	5	.4億円
	公庫借	1入金	事業に係る資金の借入金	167	.6億円
入	県 借	入 金	事業費、管理費、公庫償還の借入金	503	.9億円
	その	他	立木損失補償及び森林保険金等	15	.3億円
	収入	、計		994	.7億円
	分収支	払金	契約者に対する分収割合に応じた分収金	74	.7億円
支	直接事	業費	下刈、間伐等の手入れに要する事業経費	286	.9億円
×	管理	費	人件費、公租公課等の事務、事業経費	49	.3億円
	公庫償	還金	公庫借入金の償還元金・利息	310	.6億円
出	県 償	還 金	県借入金の償還元金・利息	577	.3億円
	その	他	立木損失補償及び森林保険金等契約者に対する分収割合に応じた支払額	9	.1億円
	支出	計		1,307	.9億円
	汉 支	差		313	.3億円

今後の収支見通し(借入金残高と立木販売収入の推移)



H14年に県借入残高が増えた理由は、県貸付金の無利子化に伴い利息が確定したことによる。 なお、主伐に伴う償還財源不足分は便宜的に県借入残高に計上している。

エ 公社分収造林事業の改革に向けたこれまでの提言

(ア)「平成15年度 青森県公社等経営評価委員会」

「分収造林事業は、タイムスパンがあまりにも長すぎて経営予測が困難かつ不透明であり、企業経営としては成り立たないと判断する。」、「造成した1万へクタール余りの森林は、県が管理・経営している県行造林へ組み込む方向で検討することを求める。」との提言があった。

(イ)「平成16年度 青森県公社等経営評価委員会」

外部有識者を含めた検討委員会を設置し、移管に伴う様々な課題を検討するよう提言があった。

(ウ)「青森県分収造林のあり方検討委員会」

県は、平成16年度の公社等経営評価委員会からの提言を受けて、平成17年度に青森県分収造林のあり方検討委員会を設置し、平成19年3月に「県行造林と統合して『県民環境林』と位置づけ、木材生産機能を維持しながら森林の公益的機能をより高めるための森林経営を行う必要があり、そのためには県が森林経営を行うことが妥当である。」との最終報告を取りまとめ、公表した。

(6) 林業労働力確保支援センター事業

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、平成10年3月に県の指定を受け、林業事業体の事業合理化や雇用管理の改善のほか、林業への就業支援など林業労働力の確保に関する事業を実施している。

特に、担い手対策において、公社では基幹林業作業士(グリーンマイスター)をこれまで111名養成しており、県内の森林組合や林業事業体の今後を担う高性能林業機械等のプロフェッショナルとして林業の最前線で活躍している。

なお事業の実施に係る財源は国からの交付金及び国の普通交付税を活用した森林整備担い手基金(約27億4千万円)の運用益を充当している。

事 業 名	内容
林業労働災害防止対	林業労働安全管理の徹底を図るため、林業作業現場への巡回指導、安全管理
策事業	セミナーの開催、安全管理指導の専門家を養成するための研修受講へ助成。
森林整備担い手対策 推進事業	振動障害の発見の健康診断に係る経費の助成や安全衛生再教育講習等の林業 労働者の安全衛生の確保、労災保険掛金の一部助成等の福利厚生、基幹林業 作業士(グリーンマイスター)の養成研修の実施による有能な担い手の養成等。
地域林業雇用改善促	専任の林業雇用改善アドバイザーを配置し、林業事業体が行う雇用改善や新
進事業	規就業者に対する指導相談、各種セミナー・研修の開催や情報収集・提供等。

(7) 酪農振興センター受託事業

昭和44年度に青森県が六ヶ所村に設置した酪農振興センターについて、公社は平成15年度から業務委託を受け、さらに平成18年度からは指定管理者として管理運営業務を担っている。この業務は、酪農家から乳用雌子牛の預託を受け、一定期間育成後、人工授精を実施して初妊牛として引き渡すもので、育成に要する酪農家の労働力軽減に寄与している。

酪農振興センターの常時飼育頭数は約600頭であり、平成21年度は413頭の子牛が入 牧するとともに、概ね18か月間育成された初妊牛432頭が退牧して酪農家の生乳生産 に供用されている。近年は、通常の人工授精のほか、生産された子牛の付加価値を高 めるための黒毛和種受精卵の移植にも取り組んでいることから、入牧希望が増加する 傾向にある。

乳用雌子牛の飼育頭数(平成21年度)

(単位:頭)

Σ	<u> </u>	分	期首頭数 (4月1日)	入牧頭数	退牧頭数	期末頭数 (3月31日)
頭	Į	数	608	413	432	589

一方、酪農振興センターの運営については、委託料が預託料収入だけでは賄えず県 の一般財源を持ち出している状況にあり、その節減が課題となっている。

酪農振興センターの委託料(平成22年度当初予算)

委託 料	財源	内	訳
安市大学	預託料他		一般財源
154,801千円	102,444千円		52,357千円

4 公社の経営改革に向けた提言

公社は、担い手への農地の集積による規模拡大、地域の核となる公共牧場や畜産施設の充実、乳用雌子牛の受託による酪農家の労働力軽減、公的造林資本の導入による森林 資源の計画的造成、農業や林業への就業支援等により本県農林業振興の原動力としての 役割を担い、地域の活性化に大いに貢献してきた。

当委員会は公社のこれまでの取組みを検証し、その上で公社の経営改善に向け、総務 省による「第三セクター等の改革について」に沿って次のとおり提言する。

(1) 事業別の対応

ア 農地保有合理化事業

農業経営基盤強化促進法に基づき実施されている農地保有合理化事業については、当事業の財源である国の特別会計が本年10月の事業仕分けで検討され、来年度以降の国予算に反映されるため、現時点で改革の方向を提言することは難しく、今後の国の動き等を見極めながら適切に対処することを求める。

継続を前提として提言すると、未収小作料や長期保有農地について、公社ではリスク管理の強化や回収の促進等でこの金額を圧縮してきたものの、解消までは至っていない状況にある。しかし、これは本県の公社に限ったことではなく、農地保有合理化事業を行う全国の公社が同様に抱え込んでいる問題であり、農地を中間保有する制度的なリスクから生じたものである。

また、農地保有合理化事業強化基金について、会計検査院では都道府県を通じて補助金相当額を国庫に戻させるよう農林水産省へ求めたという報道もあることから、今後の推移を見極めながら、必要に応じ制度設計を行った国に対し、基金による体制整備に代え、リスクを埋め合わせする仕組みづくりを働きかけるとともに、一層の効率的な経営にも努めるべきである。

イ 青年農業者等育成センター事業

この事業も国による事業仕分けの対象であり、改革の方向を提言することは難しいが、新規就農者の育成・確保は今後の本県農業発展の重要なファクターの一つであることから、就農形態の多様化等に対応した展開や新規就農者確保に向けた県内外への効果的なPR活動が必要であると考える。

ウ 公社営畜産基盤整備事業

本県の主要な畜産は三八・上北地域に集中しているが、このほかにも酪農では 下北地域、肉用牛では津軽地域において地域の特色を活かして展開されており、 地域の持続的な発展のためには、畜産の生産基盤を強化して経営の合理化に努め ることが必要と考える。

公社では、経営計画の実現に向けた施設整備などのノウハウの蓄積があり、また、公社営畜産基盤整備事業は大規模な施設整備に対応でき、かつ事業参加者の 負担も他の事業に比べて少ないものである。

このため、畜産主産地の形成や合理的な畜産経営を確立するための基盤整備に は本事業の活用が有効と判断され、県や市町村と連携して本事業の意義を積極的 にアピールするべきであり、また一層効率的な経営に努めることも必要と考える。

工 分収造林事業

(ア)経営の検討

分収造林事業は国の施策や土地所有者の経済事情等を背景として、昭和45年から公社が実施主体となり約1万ヘクタールにわたる森林整備を行ってきたが、このことは森林資源の造成だけでなく森林の持つ公益的機能の発揮に重要な役割を果たし、その評価額を試算すると年間約238億円もの効果が期待されるという極めて重要な事業である。

しかし、林業を取り巻く社会・経済状況の変化に伴う林業採算性の悪化による 公社の債務問題が顕在化して以来、公社及び県は10年以上の長期にわたり各種の 対策を講じてきたにもかかわらず収支改善の見通しが立たない状況となっており、 直近の長期収支試算においても約313億円の償還財源不足を生ずると報告されて いる。これらを考慮すると、森林整備に要する経費を借入金で賄い、伐採時の収 益で返済するという従来の枠組みによる経営の継続は極めて困難な状況にあると 判断する。

また、国が進めてきた造林を積極的に拡大するという施策に基づいて取り組んできたが、全国的に林業公社の経営が極めて厳しい状況にある中で、公社問題に対する国の取組においては、現在のところ公社経営の改善に資する抜本的な対策は講じられておらず、このまま国の動向を注視しても毎年公社の債務が増えていくだけであることから、県として、主体的に分収造林事業の抜本的な改革に取り組むことが必要である。

(イ) 抜本的な改革の方針

分収造林事業を取り巻く環境は、長期にわたる木材価格の低迷や少子高齢化に 伴う住宅新規着工戸数の減少予測等、今後も厳しい情勢が続くものと考えられる。

しかし、このような中で平成21年12月に国が森林・林業を早急に再生していくための指針として、木材などの森林資源を最大限活用し、雇用・環境にも貢献するよう社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する「森林・林業再生プラン」を示し、強力な取り組みを推進し始めたことを考えると、林業は成長・雇

用創出産業として再生する可能性がある。

このように、今後の見通しが不透明な中にあって、分収造林地は、森林資源の造成以外にも地域経済の振興、水源のかん養や土砂災害防止などの公益的機能を発揮しており、これらの恩恵は全ての県民が等しく享受している県民共通の財産、すなわち「公共財」としての性格を有しているところであり、多額の債務を抱えているからと言って土地所有者との分収契約を全て解約し、約1万ヘクタールの森林整備を放棄することは分収造林の果たしている公益的機能を考えれば適切ではない。

また、一部の不採算林の債務を整理した上で都道府県が引き受け、採算林を公社が経営を継続する仕組みが、林業公社の経営対策について国と地方の代表が協議する「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告書で提示されたが、債務を一部抱えたまま引き続き借入れによって公社が森林経営を行うこととなり、従来からの経営の枠組みに変わりは無いことから、本県の場合においては抜本的な経営改善にはつながらないと考える。

これらのことを総合的に勘案すると、当委員会の提言としては、平成19年3月の青森県分収造林のあり方検討委員会の提言と同様に、分収造林事業の経営を公社から全て県に移管し、県は分収造林を県民の財産として、コスト節減や収入対策に最大の努力を払いつつ維持・管理し、併せて森林の公益的機能をより発揮する観点での経営を行うべきであると考える。

第三セクター等改革推進債を活用して公社分収造林を「廃止」する場合と「存続(再生)」する場合の 比較

内 容	公社としての森林経営を廃止し、 経営を県に移管する場合	再生手続きにより公社としての 森林経営を存続する場合
1 対応の方 向と将来の 姿	全ての森林を県行造林として県が管理。 木材生産機能と共に公益的機能の発揮を目指し、従来のスギー辺倒の整備方針ではなく、 全ての森林を一度に伐採しないで持続的な森林経営を行うこと 樹高の高い木や低い木が複雑に織りなし、スギなどの針葉樹と広葉樹が混交する複雑で多様な森林へ誘導すること 森林整備に要するコストをより低く抑えること 等の経営方針へシフトする方向(あり方検討委員会からの提言内容)。	不採算林は県行造林として県が管理、採算林は公社が引き続き経営改善を進めながら管理。 県が管理する部分は左記のとおり公益的機能を併せて発揮することを目指した経営方針。公社が管理する部分は契約に基づき木材の収益を第一に考えた経営方針。
2 想定される 課題等	公庫への多額の損失補償、場合によっては県の 債権放棄を伴う処理が生ずる。 森林資産で代物弁済する場合、その評価額に 対して消費税が課税される。	採算・不採算の基本的な考え方の検討が必要(木材価格の動向や生育途上森林が多いことから判断が極めて困難、また調査に多額の経費が見込まれる可能性がある)。

(次ページへ続く)

(表の続き)

(400)//01		
内 容	公社としての森林経営を廃止し、 経営を県に移管する場合	再生手続きにより公社としての 森林経営を存続する場合
3 三セク債を 活用する場 合の財政的 なメリット		期待。
4 将来負担する経費	県行造林化、公社として引き続き管理、いずれの場合も同じ〈経費がかかるが、分収造林のあり方検討委員会からの提言による経営合理化のための「森林版指定管理者制度」の導入により、一部の森林整備に係る経費の削減が可能。 現在の県における県営林管理体制と一元化することにより、プロパー職員人件費の一部削減が可能。	た部分の公庫債務(将来負担利息含む)及び県債務が残り、かつ借入れにより経営を行うこととなり、従来からの枠組みに変わりないことから抜本的な経営改善につながらない。

(ウ) 県民負担の軽減策

県への移管時及び移管後の管理に際しては、県民負担の最小化を図る観点で取り組む必要がある。

a 第三セクター等改革推進債の活用

経営を県に移管する場合に発生する公庫債務の処理に当たっては、第三セクター等改革推進債を活用するべきである。

この制度は、地方公共団体が損失補償を行っている第三セクター等の整理又は再生を行う場合に、議会の議決や総務大臣の許可を得て、損失補償の履行のための償還財源に地方債を発行できる制度で、当地方債の支払利息の一部について特別交付税措置が講じられるメリットがある。

仮にこのまま公庫に対して債務を償還し続けた場合、平成22年3月31日現在で公庫借入金利息が約51.3億円見込まれるのに対して、この制度を活用して一括償還することにより、利息負担を軽減することが可能となる。

なお、第三セクター等改革推進債の活用期限は平成25年度までであることから、時期を逸することの無いよう早急に抜本的改革に取り組むことが必要である。

b 分収割合等の変更協議

現在、公社60%、土地所有者40%で契約している分収割合については、当初の契約時には想定し得なかった木材価格や労務費の変化等の事情の変更がある

ことから、県に移管した後の取り組みとして、契約者の理解を得ながら分収割合の変更協議を進めることにより、県の収入確保に努めることを検討すべきである。

また、現在公社で進めている良質材生産のための分収造林契約の期間延長の取り組みについても、県に移管した後も引き続き進め、収入確保に努めるべきである。

さらに、国に対しては本県の森林・林業の実情を説明し、森林の適正な整備と木材の利用促進対策について要望していくことが必要である。

オ 林業労働力確保支援センター事業

林業就業者数は長期にわたって減少傾向で推移し、高齢化率も全産業に比べ高い 状況にあり、若者等を中心とした新規就業者の確保・育成・キャリアアップや高度 な林業技術の継承、また労働力を持続的に維持していくための安定的な所得の確保 や労働安全衛生などの林業労働者の定着に向けた対策が求められている。

林業は雇用創出に効果があり、特に若者の雇用に大きな期待が寄せられること、また「森林・林業再生プラン」においても人材育成が大きな部分を占めていること等を考えると、当センターに求められる政策的な役割は極めて高く、今後継続的かつ機能強化した事業展開を推進するべきである。

また、先進的な技術や知識を有する試験研究機関等とタイアップしながら、人材育成の支援を行うことも必要である。

カ 酪農振興センター受託事業

センターが担う乳用雌子牛の育成業務は、酪農における育成部門の労働力軽減 とその労働力を搾乳部門に仕向けることで、生乳販売収入の増加など収益性の向 上が期待できる。

一方、センターの運営については、県の財政負担を軽減するため預託料の値上げについても検討するべきであるが、この場合、単なる値上げでは利用者の理解を得難いことから、利用者の要望に対応した受精卵の移植や良質堆肥の販売など値上げに見合うサービスの向上について、公社の自助努力も必要であると考える。

さらに、現在の指定管理者の指定期間が平成23年度で終了することから、平成 24年度以降のセンターの運営については、公社への委託のほか、施設の民間譲渡 も含め幅広い観点から検討するべきである。

(2) まとめ

経営改善の基本的な方向

ア 公社全体

公社の経営改善の基本的な方向を考えると、農村・畜産会計の各事業、林業労働力確保支援センター事業は、これまで果たしてきた役割、また現時点での必要性を 考慮すると、継続すべきであると判断する。

一方、分収造林事業は、企業的経営の視点では再生が困難であることから県に移 管し、水源のかん養や土砂災害の防止等、県民生活を支える公益的機能を持つ県民 の財産として管理すべきで、移管に当たっては第三セクター等改革推進債を活用し、 県民負担を最小にする必要がある。

また、新公益法人制度のもとでの公益認定を考えた場合に、分収造林事業により公社の経営全体が債務超過と見なされ認定を取得できないことが予想され、さらに、第三セクター等改革推進債の活用は公社の整理(解散)が前提で、分収造林事業を分離することが必要である。

具体的には、第三セクター等改革推進債の活用期限である平成25年度までに新たな公社を設立して分収造林事業以外の事業を移管し、残った分収造林事業のみの公社を整理する手法が、事務的な手続きを考慮すると現実的な対応と考える。

イ 個別事業

(ア) 農地保有合理化事業

担い手への農地の集積は、効率的な経営のために依然として重要であるが、農地保有合理化事業による農地の売買は、平成20年度で見ると県全体の約2割を占めるなど、大きな役割を果たしている。

国の事業仕分け等をひかえ、改革の具体的な方向を現時点で提言することは難 しいが、継続を前提として提言する。

経営を圧迫する未収小作料や長期保有農地は農地を中間保有する制度的リスクから生じたものである。また、農地保有合理化事業強化基金の国庫分の返納を求めるとの報道もあることから、今後の推移を見極めながら、必要に応じ制度設計を行った国に対し、基金による体制整備に代え、リスクを埋め合わせする仕組みづくりを働きかけるとともに、一層の効率的な経営に努めるべきである。

(イ) 農地保有合理化事業、分収造林事業以外の事業

青年農業者等育成センター事業、公社営畜産基盤整備事業、林業労働力確保支援センター事業、酪農振興センター受託事業については、本県農林業の発展に依然として重要であることから、経営の効率化やサービスの向上に努め、状況に応

じて内容を見直しながら継続すべきである。

(ウ) 分収造林事業

分収造林事業は昭和45年から約1万ヘクタールにわたる森林整備をこれまで行い、森林資源の造成だけでなく森林の持つ公益的機能の発揮に重要な役割を果たし、その評価額を試算すると年間約238億円もの効果が期待される、極めて重要な事業である。

しかし、林業を取り巻く社会・経済状況の変化に伴う公社の債務問題に各種の対策を講じてきたにもかかわらず収支改善の見通しが立たず、長期収支試算においても約313億円もの償還財源不足が生ずると予測されていることを考えると、森林整備に要する経費を借入金で賄い、伐採時の収益で返済するという従来の枠組みによる経営の継続は極めて困難な状況にある。

また、国が進めてきた造林を積極的に拡大するという施策に基づいて取り組んできたが、全国的に林業公社の経営が極めて厳しい状況にある中で、国の取組においては抜本的な対策は講じられておらず、このままでは公社の債務が増えていくだけであることから、県が主体的に分収造林事業の改革に取り組むことが必要である。

分収造林を取り巻く環境は、木材需要や価格の動向等、今後も厳しい情勢が継続するものと考えられるが、一方で、林業は成長・雇用創出産業として再生する可能性があり、また、地域経済の振興や公益的機能の発揮等、県民共通の財産の「公共財」としての性格を有していることから、全ての契約を廃止し、今後も必要な森林整備を放棄することは適切ではなく、また、不採算林の整理による公社での分収造林事業の存続は、本県の場合において抜本的な経営改善につながらない。

これらのことを総合的に勘案すると、青森県分収造林のあり方検討委員会の提言と同様に、分収造林事業の経営を公社から全て県に移管し、県は分収造林を県民の財産として、コスト節減や収入対策に最大の努力を払いつつ維持・管理し、併せて森林の公益的機能をより発揮する観点での経営を行うべきである。

なお、県への移管時及び移管後の管理に際しては県民負担の最小化を図る観点で取り組むことが重要であり、公庫債務の処理に当たっては、国の第三セクター等改革推進債を活用し、平成22年3月31日現在で見込まれる公庫借入金の将来負担利息約51.3億円を軽減することが必要である。なお、第三セクター等改革推進債の活用期限は平成25年度までであることから、時期を逸することの無いよう早急に改革に取り組むべきである。

また、県に移管した後の取り組みとして、分収割合や契約期間延長の変更協議

を進めることにより、県の収入確保に努めることを検討すべきである。

さらに、国に対しては、森林の適正な整備と木材の利用促進対策について要望 していくことが必要である。

ウその他

新公社においては、本県農業・農村の発展にこれまで以上に寄与できるよう機能 強化を図る必要があるものの、新たな事業展開に当たっては将来にわたって健全な 経営が行われるよう、一層慎重を期した判断を求めるものである。

(3) 終わりに

この提言は費用負担や作業を伴うが、将来の県民負担を減らし本県農林業の振興を 図っていくための方策としては現時点で最善と考えるものであり、経営改善に当たっ ては県民に対し、これまでの経緯や改善で見込まれる効果などを県民の目線から十分 に説明して理解を得るべきであることを付け加える。

さらに、公社の職員一人一人が公社の重要性を再認識し、危機感とコスト意識を持ちながら経営改善に向け鋭意努力していただきたい。

<参考:1>

社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会 設置要領

(主旨)

第1条 社団法人青い森農林振興公社(以下「公社」という。)は、昭和40年代から農地保有合理 化事業を行う社団法人青森県農村開発公社を母体に、財団法人青森県造林公社の分収造林事業を 承継するなどして、これまで、農地集積による農業経営規模拡大や公的造林資本の導入による森 林資源の計画的造成等に大きな役割を果たしてきたところである。

しかし、その後の社会・経済的情勢の急激な変化により今後の運営が懸念される状況にある。 このため、社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、 事業の展開方向や経営改善等の抜本的な検討を行うものである。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次の事項について検討するものとする。
 - (1) 公社の実施してきた事業の意義
 - (2) 公社の今後の展開方向と経営改善方策
 - (3) その他必要な事項

(組織員)

- 第3条 委員会の構成は、別紙名簿のとおりとする。
- 2 委員長は、委員会を代表して、会務を総理する。
- 3 委員長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

- 第4条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務は、青森県農林水産部構造政策課において執り行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会 委員名簿

×	<u> </u>	}		所	属	•	氏	名		
委	員	長	青森中央学院大学	2 経営	法学	部	教	授	平出道	
委		員	小野寺高事務所	公認:	会計士	7	税理士		小野寺	高
委		員	財団法人青森地域	社会	研究所	ŕ ^j	専務理	事	高 山	貢
委		員	沼田法律事務所	弁護:	±				沼田	徹

<参考:2>

社団法人青い森農林振興公社 経営検討委員会 開催状況

回	月 日	検 討 内 容		
第1回	平成22年9月15日(水)	公社の経営改善に向けた検討		
第2回	平成22年9月24日(金)	分収造林事業の県への移管等の検討		
第3回	平成22年10月7日(木)	経営検討委員会 報告書(案)の検討		
第4回	平成22年10月18(月) ~21日(木) 持ち回り	経営検討委員会 報告書(案)の最終検討		